

平成29年9月19日

医師年金 熊本地震被災地域年金加入者等に対する特別措置の終了について

公益社団法人 日本医師会

熊本地震被災者の皆さまに、改めて心よりお見舞い申し上げます。

標題に関しまして、平成28年4月から「当分の間」として実施して参りました下記の特別措置について、被災地の皆さまのご利用状況を踏まえ、平成29年9月末日をもって終了させていただきますので、お知らせいたします。

記

〈特別措置の内容〉

1. 傷病年金の震災復旧資金としての活用（加入者）

医師年金では、65歳からの養老年金受給前でも、傷病等の際に、年金を継続しながら、加入者の資金需要に応じて、「傷病年金」が受給できる制度があり、この傷病年金は、不測の災害等により、通常の診療に従事できない場合にも準用することができます（医師年金規程第22条）。

- ① 対象：対象者のうち、加入者（年金の保険料をお支払い中の方等）で、当座の生活費や建物改修費用等、復旧資金を必要とされる方。
- ② 年金月額：加入者をご自分の年金原資の範囲内で受取総額を決定し、下記給付期間に応じて月額が計算されます。
- ③ 給付期間：2、3、4、5年間から選択できます。

なお、本年金での受給分は、将来の養老年金額より控除されます。

2. 諸手続の簡略化（加入者・受給者）

年金の手続き上、本来は提出が必要な書類の省略・簡略化を行います。

一例として、

○年金受給権者届

通常： 保証期間終了後の年金受給者は、年金受給継続の条件として、毎年市役所等公的機関の公印による証明の上、本届の提出が必要

特別措置：状況に応じて、①公印の省略②本人あるいは関係者（地区医師会等）からの情報で生存確認、ができれば、本届の提出省略可とする、等。

その他の手続きにおいても、必要に応じて印鑑証明書の省略等、対象者の負担軽減を図ります。

3. 保険料について（加入者）

もとより医師年金では、一定期間、保険料の支払いがない場合、未納でも年金受給権は確保されます。

未納分を後日まとめて、口座引落とし等で支払うことができますし、未納のままでも、年金は支給されます（ただし、予定年金月額が減少します）。

以上